

～消費者注意情報～

照明器具での発煙・発火・火傷による事故に注意！ ～家庭内に潜む照明器具のトラブル～

(平成29年1月19日)

私たちの暮らしに欠かすことのできない照明器具ですが、住まいの中で、発煙・発火・火傷などのトラブルが発生しているので注意が必要です。

事例1

洗面所の白熱灯のカバーの内部で、コードが電球に触れており、焦げて溶解していた。

事例2

子供の机についている電気スタンドの白熱灯を触り火傷した。机は子供が使用するのに危険ではないか。

事例3

10年以上使用してきたリビングの蛍光灯。使用中に異臭がして発煙した。蛍光灯をはずしてみたら、インバーターの基盤部分が焦げていた。

事例4

庭園灯に付けて半月位のLED電球。今朝、庭を見たら灯りが消えていた。電球を外そうとしたところ、口金部分からはずれ、よく見ると、(口金部分が) 焼けて溶けた状態になっていた。

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 照明器具や電球のそばに可燃物を置かない、触れたりしない(事例1)(事例2)

白熱電球は、電球内部に電流が流れると、ガラス面が100℃～200℃の高温になる場合があります。また、LED電球のヒートシンク(ひだ)は、放熱の役割を持っているので、高温になることもあります。

このため、照明器具や電球が布や紙などの可燃物に触れたり、放熱が妨げられたりするような状態で使うと、火災の原因となることがあります。照明器具や電球を布や紙などで覆ったり、近くに燃えるものを置いたりしないようにしましょう。

また、電球に触れると火傷の原因となることがあります。

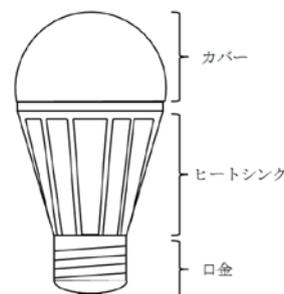
点灯中や消灯後しばらくは、手や肌が電球に触れないよう注意しましょう。

★ 点滅や異音などの異変を感じたら販売店等に相談を(事例3)

照明器具を長期使用すると、部品が経年劣化し絶縁不良となり、破損・発煙・発火することがあります。

照明器具に次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、購入店またはメーカーの修理窓口にご相談してください。

- ・点滅したり、急に消えたりする
- ・異常な音がする
- ・煙やすずが出る
- ・焦げくさいにおいがする
- ・焦げたあとや変色しているところがある



★ 照明器具には、器具に適合する電球・ランプを取り付けるようにしましょう。(事例4)

照明器具と電球・ランプの組み合わせを誤ると火災につながるおそれがあります。本事例では、水銀ランプ専用の照明器具にLED電球を取り付けたことが事故の原因と考えられています。

電球やランプを交換する際は、照明器具と適合するかをよく確認してから設置するようにしましょう。

(参考サイト)

- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

「照明器具が関係する火災が起きています。蛍光灯照明を長く使っていないか、白熱灯照明の周りに燃えやすい物がないか確認しましょう」

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2016fy/prs161222.html>

「照明器具による事故の防止について（注意喚起）」

http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/120719_1.html

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。